

## 改正法に係る政省令等改正検討スケジュール（案）について

【平成 25 年】

- 2月 動物愛護部会（第 36 回）  
上旬 ・ヒアリング  
・繁殖制限、飼養施設基準等に関する基準の素案について
- 2月 動物愛護部会（第 37 回）  
下旬 ・繁殖制限、飼養施設基準等に関する基準の答申案について
- 3月 パブリックコメント（1 ヶ月）
- 4月 動物愛護部会（第 38 回）  
上旬 ・パブリックコメントの結果について  
・答申（第 2 次）
- <改正政省令等、公布>
- 4月 動物愛護部会（第 39 回）  
・基本指針の見直しについて  
（点検及びヒアリング）
- 5月 動物愛護部会（第 40 回）  
・基本指針の見直しについて  
（見直し素案）
- 6月 パブリックコメント（1 ヶ月）
- 7月 動物愛護部会（第 41 回）  
・答申（第 3 次）
- <改正基本指針 公布>
- 9月 1 日 改正法及び各政省令等 施行

## 【見直し後の基本指針計画期間（案）】

平成 35 年度までの 10 年計画  
（5 年ごとにローリング）

基本指針に即して都道府県が策定することとされている動物愛護管理推進計画は、原則として平成 26 年度から 35 年度までの 10 年間の計画期間とする。